

主 論 文 要 旨

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	諸橋 英一
主 論 文 題 名 :				
第一次世界大戦と日本の総力戦政策				
(内容の要旨)				
<p>本稿は第一次世界大戦において日本が導入、実施した各種総力戦政策の経験を連合国との関係から明らかにし、世界的な歴史の転換点としての同大戦を日本近代史の中に捉え直そうと試みるものである。従来第一次大戦期の研究は経済史や、参戦問題や対華二一カ条の要求などに代表される外交史の領域で盛んになされてきた。しかし日本が「連合国の一員」として如何に大戦に関与し、また総力戦政策を学習・受容していったかは軍事史や政軍関係史の分野で限定的に扱われるにとどまる。日本は東アジアにおける「火事場泥棒」的な利権拡大や大戦期の成金景気を享受していたという通史的な理解を超えて、大戦と日本の連関を明らかにしていく。</p> <p>第一、二章ではまず英米における総動員機関や法律の形成過程に注目した。両国において軍需の調達に関する事項は元来軍の管轄に属しており、開戦からしばらくは「専門家」である軍にそれが任せられ、軍も文民の介入を拒絶していた。しかし軍人達に総動員を効率的に運営する能力はなく、深刻な軍需不足に伴う政治変動の中で軍部の権威は失墜し、財界人を含む文民が軍の管轄だった軍需の調達やそのための総動員業務に参入してきたことを明らかにした。英国では権限を機構ごと陸軍から分離して動員業務の中心である軍需省を創設したのに対して、アメリカでは陸軍の機構自体はそのままに、大統領の下に総動員の指揮命令権を有する戦時産業院を設置した。このように総動員機構に差異は存在したものの、軍部の失敗を経て総動員に関する権限が文民の手に移った点は両国に共通するのである。一方、当時の日本陸軍の情報源は連合国であった。従来その影響が前提とされてきたドイツはあくまでも敵国であり中立国を通じた情報収集には限界があり、内容の質・量とも連合各国の総動員法制に関する情報の方が圧倒的に豊富であった。特に軍需工業動員法には英国からの影響が顕著に見られることを明らかにした。それは法制のひな形にとどまらず、英国陸軍の苦い経験を踏まえてのものだった。総動員における文民優位は軍需局が国勢院へと改編される際に一層進展した。国勢院の設置とほぼ同時期に表された「国家総動員に関する意見」やその作成に関わった軍人達は英米の経験を学習することで総動員における軍人の技術的限界を認識し、文民の積極的な協力を不可欠とする現実的な認識が見られたのである。</p>				

次に第三章では海運統制政策としての戦時船舶管理令を取り上げた。逡信省が主導権を握って同令を立案し、財界（海運業界）人がスタッフとして配船や契約価格など統制実施上の業務に関わることとなった。単なる諮問機関にとどまらず、動員行政への文民の参加という傾向がここでも見て取れるのである。一方でこの時期の海軍は海運統制に関して研究の蓄積がなく、定見を持たなかった。同令に対しては海軍よりも陸軍が徴発令と競合することを警戒し、船舶を動員する際は事前の協議を経るよう逡信省に申し入れていた。しかしこの陸軍にしてもシベリア出兵の際は、輸送に必要な民間船の調達を逡信省に任せており、海運統制について逡信省が主導する前例を作らせてしまっている。これが第一、二章で見た文民の主導性を軍部が認めていたことと同様の現象なのか、それとも別の理由が存在するのかは更なる研究の進展が必要である。また一九一七前半期には同令の導入を否定した政府が、その姿勢を一変させた背景には同年四月に参戦したアメリカの鉄禁輸措置が存在した。アメリカから鉄を輸入する見返りとして、海運動員をおこない連合国の海上輸送に協力せざるを得なくなったのである。資源の米国依存が日本の政策選択を決定づける重要な動機となっていたのである。

この点は第四章で扱った対敵通商禁止政策においてより広い意味で明示された。対敵取引を禁止し、物資の敵国への流入を防ぐ政策は開戦以来暫時各国で行われてきたが、完全を期するためには連合国共同の枠組みが必要であり、一九一六年六月のパリ連合国経済会議を経て日本でも敵国関連企業との取引を全面的に禁じる法令を設けることとなった。それが一九一七年に施行された対敵取引禁止令である。戦争特需を最大限享受したいという欲求があったにもかかわらず日本が連合国の共同枠組みに参加した理由は特に英連邦との通商関係の維持にあった。英国は敵国関連企業だけでなく、そうした企業と取引を行っている企業との取引も停止する姿勢を示しており、それは日本企業であっても例外ではなかった。さらに英国は多くの資源について禁輸措置を実施し、その範囲は拡大し続けていた。こうした状況下で日本は対敵取引禁止政策を実施することによって、重要な貿易相手である英連邦の企業から取引を停止されることを避け、また連合国と一体化を図ることで資源の融通を受けようとしたのである。日本経済の対英依存は対敵取引禁止を実施する中で繰り返し協調される点である。しかし同時に、対敵取引禁止令は自由貿易主義に反し、従来戦時においても原則として保護してきた敵性民間人の権利を著しく損なうものであり、同令を審議した枢密院だけでなく民間においても強い批判がなされた。これまで「文明国」として西欧に倣う形で行ってきた政策を、今また西欧の都合で放棄せざるを得ない状況に追い込まれ、道徳的規範としての西欧像は大きく揺らぐことになったのである。

第五章では戦時利得税を取り上げることで社会政策が日本においても総力戦との関係

で推進されようとしていたことが明らかにした。その支持論にはイギリスでの議論を援用する形で「戦苦の共同負担」や「総力戦における大衆強化」が理由として唱えられた。マスメディアや知識人層は主要交戦国の経験をわがことのように受容し、対応策を求めるといって社会政策としての戦時利得税を要求したのである。このことは大戦が間接経験とはいえ日本の政策思考、あるいは政策に正統性を与えるものの変化を促したことを示している。つまり「大衆」の存在が一層意識されるようになったのである。一方で政府は当初財界発展の観点から資本への重課を避けようとしていた。しかし一九一七年後半にロシアが戦線を離脱し、日本陸軍の大陸への派兵が現実味を帯びてくると、その財源として戦時利得税は一転して導入されることとなった。この際政府は同税が社会政策として支持を得やすいことを認識していた。「社会政策（あるいは福祉政策）」の持つ大衆政策としての側面と総力戦政策としての側面が一連の経緯から看取できるのである。

本稿を通じて明らかになってきたように、大戦期の各国に共通する総力戦政策を日本も導入しており、それは必ずしもドイツから影響を受けたものではなかった。特に政軍関係的な視点では文民優位の総動員運営を英米から学んでいた。これは国内的に考えれば一九二〇年代の軍令に対する軍政優位や、政府と協調的な陸軍省の姿勢に繋がるものと理解できる。一方で国際的には、一九一七年以降急速に連合国の共同枠組みへの関与度合いを深める中で、資源の英米依存の是正と総力戦に向けた自給経済の確立を図るための対中政策の積極化と、西欧世界に対する精神的自立化が促されたといえよう。総力戦体制確立に向けた大陸政策の積極化は従来から指摘されてきたことではあるが、戦間期の日本人の認識枠組みを形成する大戦期の経験を具体的に明らかにしたことは本稿の意義である。これら各章で明らかにしてきたことは、戦間期における日本の総力戦政策研究を進めるにあたり、その土台を提供するものであると考える。